

(第一類 第十六号)

第五回 國會衆議院 建設委員

錄 第十九號

(四七三)

昭和二十四年五月十六日(月曜日)  
午後零時二十六分開議

測量法案（内閣提出第九一號）（參議院送付）

○浅利委員長 御異議なればこれを許可します。

成するものであります。  
○浅利委員長 他に御発言はありませ  
んか。——それではこれにて討論は終  
結いたしました。

委員長 淺利 三朗君  
理事江崎 眞澄君 理事内藤 隆君

# 一 宮崎縣下の産業道路及び觀光道路開設に關する精願（田中不破三

これより採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

理事松井	豊吉君	理事前田榮之助君
理事村瀬	宣親君	理事池田 駿雄君
理事天野	久君	理事高倉 定助君
今村	忠助君	宇田 恒君
大西	弘君	瀬戸山三男君
宮原幸三郎君		上林與市郎君
増田		
連也君		

君外五名紹介) (第三〇〇号)  
二 宮崎県の開発事業費町村負担に  
関する請願(田中不破三君外五名  
紹介) (第三一三号)  
三 岩井川村地内の五ヶ瀬川護岸工  
事施行の請願(佐藤重遠君紹介)  
(第八三九号)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○淺利委員長 御異議なればさよう  
決します。  
それでは請願小委員に高倉定助君を  
補欠指名いたします。

○**浅利委員長** 起立総員、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

お詫びいたします。本案に関する報告書の作成並びに提出手続等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

出席政府委員  
建設政務次官　内海 安吉君  
(官房長)　瀧江 操一君  
建設事務官　(地理調査所長)　武藤 勝彦君  
建設技官

四 高千穂渓谷に銅橋架設の請願  
（佐藤重遠君外七名紹介）（第一三〇九号）

疑ございませんか。——御質疑なければ質疑はこれにて終了いたします。これより討論に入ります。本案に関する討論の通告があります。前田榮之助君

す。ただここで一言希望を申し上げて

日その法案が配付になつたようであり  
まつるが、二月二日付する六、建設

専門員 西畑 正倫君  
専門員 田中 義一君

理事を二名追加いたすことにして決定いたしましたので、この際理事の追加選任を行いたいと存じます。これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

おきたいのは、本案中、第五十條第一号及び第二号、それから第五十一條中、第一号第二号と、さきに本委員会へ付託可決されましたところの建設業法の建設士の資格の問題で、第五條の中にある資格と法文上差異があることがあります。本委員会において議義いた

まするかこれよりますると、複数の省との関係が生じて参るのであります。よつてこれに対して本委員会から何らかの修正意見を出す必要があるといふ問題が起つたのであります。この際これに對して皆さんの御意見を伺いたいと思います。

請願小委員並森順造君等任につき、  
その補欠として高倉定助君が委員長  
の指名で小委員に選任された。

次に本日笠森順造君が請願小委員を  
辞任の申出がござります。これを許可  
う決します。それでは田中角栄君、高  
倉健助君を理事に指名いたします。

れるべき同性質のものが差異を持つことは不適当であると考えますので、政府当局にこの運営に対しては、内容が同一になるように希望し、また將來、建設省關係のかかる同種の法律について

## 理事の互選 小委員の補欠選任

「異議なし」と呼ぶ者あり

ては、統一されて同一な状態に置かれると、いう希望を付しまして、本案に賛

第一類第十六號 建設委員會議錄

第十九号 昭和二十四年五月十六日

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**満利委員長** 御異議なしと認めます。それではさようにとりはからいます。

○**江崎委員** 本日の日程によりまして建設委員会請願小委員会を開きまして、目下請願一号より百八十二号に至るまで慎重審議をいたしております。この際特に本委員会におきまして、便宜上請願の紹介議員からその説明を聽取せられたいと思います。

○**満利委員長** 江崎委員の御意見に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**満利委員長** 御異議がないと認めます。さようどりはからいます。請願はその数が多いのであります。全部を伺うことは時間が許しませんから、きわめて簡単にお願ひいたします。なお時間が参りましたならば、請願の説明は本日は打切りまして、後日にいたしますから、さよう御了承願います。

では請願小委員会の日程第二六、宮崎県の開発事業費町村負担に関する請願、田中不破三君外五名紹介、第一三号、日程第二四、宮崎県下の産業道路及び観光道路開設に関する請願、田の説明を願います。

○**田中不破三君** ただいま議題となりました、宮崎県下の産業道路及び観光道路開設に関する請願並びに宮崎県の開発事業費町村負担に関する請願、この二件につきまして、請願の趣旨を申し述べます。

御承知のように、戦後のわが國としては、國內産業の開発こそ、最も

適切で緊要な問題でございますが、かかる情勢下におきまして、政府は先に南九州総合開発計画を立案せられました。そこでさようにとりはからいます。

発実施に乗り出されましたことは、まさに喜ばしいことでございます。今まで慎重審議をいたしてあります。この際特に本委員会におきまして、便宜上請願の紹介議員からその説明を聽取せられたいと思います。

○**満利委員長** 江崎委員の御意見に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**満利委員長** 御異議がないと認めます。さようどりはからいます。請願はその数が多いのであります。全部を伺うことは時間が許しませんから、きわめて簡単にお願ひいたします。なお時間が参りましたならば、請願の説明は本日は打切りまして、後日にいたしますから、さよう御了承願います。

では請願小委員会の日程第二六、宮崎県の開発事業費町村負担に関する請

願、田中不破三君外五名紹介、第一三号、日程第二四、宮崎県下の産業道路及び観光道路開設に関する請願、田の説明を願います。

地帯の産業道路の最短距離の開通を見かる情勢下におきまして、政府は先に南九州総合開発計画を立案せられました。そこでさようにとりはからいます。

発実施に乗り出されましたことは、まさに喜ばしいことでございます。この請願に上つております宮崎県、ことにその南部地方、この地方が有します。

する各種未開発の資源は、想像を越えた莫大な数量に達しております、またこれが徹底的な開発によつてもたされれる利益は、ひとり地方民のみならず廣く全九州に及ぼされ、ひいては日本再建に寄與するところまことに少くないのです。さようどりはからいます。請願は合開発の趣旨につとられまして、十分に本事業が有効適切に遂行されて、所期の目的を達成せられるよう希望しております。頗くばこの南九州総合開発の趣旨につとられまして、十

二つの方面を持つております。一つは都城市から中郷村尾平野を経て大東都城から大東を経て福島、油津港に至る産業道路開発でございます。これは

三つの方面を持つております。一つは都城市から中郷村尾平野を経て大東村大矢取外行、福島港に至る線でございます。これは

三つは同じく都城市から中郷村尾平野を経て、大東村大矢取より同

大平樺原村大塙、細田村秋の峯、吾田町を経て油津港に至る線でございます。その三は同じく都城市より中郷村

尾平野を経て、大東村大矢取から同村大平樺原村大塙、酒谷村飫肥町を経て油津港に至る線でございます。これらはいずれも先ほど申し上げた都城、三

はこの宮崎県の南那珂郡の町村会議長でございまして、その具体的に上つております請願の各要項について申し上

げますならば、まず第一が都城三服北

地帯の産業道路の最短距離の開通を見ますならば、この奥地の資源は十分に開発されまして、油津港に出で、そのまま強調するまでもありませんが、

産業開発と観光と、この二者を兼ねます。そこで、この奥地の資源は十分に開発されまして、油津港に出で、そのまま強調するまでもありませんが、

産業開発と、また観光客誘致の面においてもこの点を認めまして、現に市木

都井間の一部はすでに県道として認定せられております。将来これら産業開発の完全なる整備が実現いたします。

その次に同じ趣旨でございますが、都城、三版、北郷村を経て油津港に至る産業道路開発についてお願いをいたしました。そこで、この請願に上つております宮崎県、ことにその南部地方、この地方が有します。

その次に同じ趣旨でございますが、都城から大東を経て福島、油津港に至る産業道路開発についてお願いをいたしました。そこで、この請願に上つております宮崎県、ことにその南部地方、この地方が有します。

産業開発と観光と、この二者を兼ねます。

</div

なければ、きわめて簡単に、交通問題その他その地方の開発問題は、解決されることは國家の力を加えていただきなければ、これが解決されない。でありますから、これを御解決願いたい、こういうお願いであります。よろしく御採択を願います。時間のないのに飛び入りいたしまして、恐縮でありますが、せつかくけさからお待ちしておつたのでありますから、そひひとつお願いたいします。

○淺利委員長 時間の関係もありますので、本請願につきましては、この程度にとどめます。なお審査は請願小委員会の方で慎重審査をすることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

〔参考〕  
測量法案（内閣提出第九一號）に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年六月二十一日印刷

昭和二十四年六月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局